

2016年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《9:30～11:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

公立高校で文化祭を開催するにあたり、生徒からの研究発表を募ったところ、イスラム教を信仰する帰国子女（帰国生徒）のXらが、イスラム教の成立と発展に関する研究発表を行いたいと応募した。これに対して、校長Yは、この研究発表を認めることは、特定の宗教を学校が支援することを意味し、憲法の政教分離原則に違反することになるという理由で、Xらの研究発表を認めないことを決定した。Xらは、「以前『仏教の伝来』という研究発表が認められたことがある。今回の決定はムスリムに対する不当な迫害だ」と反発している。ここに含まれる憲法問題について、あなたの見解を述べなさい。

2016 年度入試（A 日程）憲法 講評

憲法 A 日程問題

出題趣旨

フランスでのブルカ禁止法が大きな議論を呼んでいる。政教分離原則の名の下に、国家が不寛容にも宗教的少数者を公共空間から閉め出し、文化的多元性を否定することになってはいないかということが問題にされている。エホバの証人剣道拒否事件で日本の最高裁は、学校が剣道に代わる代替措置を講じても政教分離原則に違反しないと判示した。憲法の政教分離原則は国家の宗教的中立性を求めるが、決して宗教を敵視するものでないこと（教育基本法 15 条）の理解を問う問題である。

講評

・設問は、高校生が文化祭で、（おそらく自己の信仰に基づいて）研究してきたイスラム教についての発表の企画を行おうとしたところ、公立高校側が、それを認めることは特定の宗教を支援することになり、憲法の政教分離原則に違反になるとして、それを認めなかったという単純な事案である。

・まず思い起こすべきは、出題趣旨にあるように、既修志願者なら誰でも知っているはずのエホバの証人剣道拒否事件であろう。しかし、この判例に言及した解答は必ずしも多くなかった。

・解答では、仏教は認められたのだからイスラム教も認められるべきとの解答が多かった。しかし、求められているのは、政教分離原則そのものを中心に論じることである。

・教育基本法にまで目を配った解答は、皆無であった。